

# 証券取引等監視委員会における 大量保有報告制度違反事案への対応について 〔「令和5事務年度 開示検査事例集」号外〕

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課 開示検査調整官 横山 亜希子  
課長補佐 澤村 泰行  
証券調査官 坂部 裕哉

## 一 はじめに

上場会社の株券等につき、発行済株式総数の5%を超えて保有する者に対し、その旨の情報等の開示を求める我が国の大量保有報告制度については、1990年に旧証券取引法の下で導入されました。その後、2008年の金融商品取引法(以下「法」といいます)の改正により、大量保有報告制度の違反抑止の観点から、大量保有報告書等の不提出、重要事項の虚偽記載及び記載の欠缺が課徴金の納付命令の対象となりました(同年12月12日施行)。

しかし、法改正後も、法令の不知及び理解不

足等により、年間約1,500件の大量保有報告書等の不提出等が相次ぎ、中には故意の不提出や著しい提出遅延の存在もうかがわれています。その一方で、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載等に対する課徴金納付命令の発出件数は、法改正から2022年まで、数件にとどまっていたため、大量保有報告制度の実効性が確保されていないのではないかと指摘がありました<sup>①</sup>。

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます)においては、2023年1月に公表した同年から2025年までの中期活動方針の中で、潜脱的な大量保有の事案を含む非定型・新類型の事案等に積極的に対応することを表明しまし

① 2023年6月に設置された金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(座長：神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授) (第1回)事務局説明資料では、大量保有報告書等の提出件数約14,000件のうち、提出遅延(不提出)の発生件数は年間約1,500件であり、大量保有報告制度違反に対する課徴金納付命令の発出件数は2008年から2022年までで合計8件とされています。また、提出遅延(不提出)の主な理由として、法令の不知及び理解不足のほか、EDINETの操作不慣れや事実把握の遅延が挙げられています。

なお、同年12月に公表された同ワーキング・グループ報告では、「大量保有報告制度の実効性の確保」に関し、「大量保有報告書等の提出遅延等が相次いでいる背景としては、大量保有報告制度違反に対する摘発事例が少ないこともその一因となっていると推測され、まずは大量保有報告制度違反に対する当局の対応を強化していくことが重要である。その際、全ての大量保有報告制度違反の摘発が現実的でないとした場合、故意性が疑われる不提出や著しい提出遅延など市場の公正性を脅かしかねない事例については積極的に対応を講じていくべきである。」との提言がなされています。

2023年6月5日 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第1回)事務局説明資料

2023年12月25日 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告

た。その後、2024年6月及び9月には、それぞれ、大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載の事案につき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告し、実際に、いずれの事案についても、課徴金納付命令が発出されるに至りました。

本稿では、大量保有報告制度の趣旨等を概観した上で、証券監視委における大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載等の事案への対応について、勧告に至った事案を紹介します。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解にすぎず、金融庁及び証券監視委の見解を示すものではありません。

## 二 大量保有報告制度の趣旨等

### 1 大量保有報告制度

#### (1) 制度趣旨

大量保有報告制度の目的は、上場会社の株券等の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることです。

#### (2) 制度概要

大量保有報告制度では、株券等の大量保有者に対して一定の情報の開示を求めています。具

体的には、法人・個人にかかわらず<sup>②</sup>、下記 i 又は ii に該当した場合、原則として該当した日の翌日から5日以内(土曜、日曜及び祝日等を除きます)に、大量保有報告書又は変更報告書を提出しなければなりません<sup>③</sup>。

また、大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を提出しなければなりません(法第27条の25第3項)。

- i 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合(法第27条の23第1項)、大量保有報告書
- ii 大量保有者となった日の後、当該株券等の保有割合が1%以上増減した場合、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合(例えば、保有目的の変更等)<sup>④</sup>(法第27条の25第1項)、変更報告書

なお、株券等の保有割合の計算にあたっては、共同保有者の保有株券等の数も加算するものとされています(共同保有者との間で引渡請求権などの権利が存在するものを除きます)。

ここでいう共同保有者とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得・譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の

---

② 法人・個人については、本邦居住者・外国居住者(非居住者)の別にかかわらず(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第19条)。

③ 大量保有報告制度上、特例対象株券等の大量保有者による報告の特例が設けられています(法第27条の26)。具体的には、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等について、取引の都度詳細な情報開示を求めると、事務負担が過大になるため、事前に届け出た「月2回の基準日」において、「大量保有報告書」・「変更報告書」の提出義務を判断し、当該基準日から5営業日以内に報告書を提出すれば足りるとされています。

④ 「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更」については、金融商品取引法施行令第14条の7の2に定められています。

権利を行使することを合意<sup>⑤</sup>している場合における当該他の保有者をいいます(法第27条の23第5項)。

株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、例えば、会社の総株主等の議決権の50%超の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義を持って所有している者と当該会社との関係など、特別の関係がある場合には、共同保有者とみなされます(本稿において、前記特別の関係にある者を「みなし共同保有者」といいます)(法第27条の23第6項、金融商品取引法施行令第14条の7)。なお、この「みなし共同保有者」については、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出など、市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、現在、金融庁において、役員兼任関係や資金提供関係などの一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定の拡充が検討されています<sup>⑥</sup>。

## 2 大量保有報告制度違反に係る課徴金額

大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載等に係る課徴金額については、下記 i 及び ii のとおりです。

i 法律上の義務に違反して、大量保有報告書又は変更報告書を提出しなかった場合、課徴金額は、当該株券等の発行者の時価総額の10万分の1の額(法172条の7)

ii 重要な事項<sup>⑦</sup>につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有報告書、変更報告書若しくはこれらの訂正報告書を提出した場合、課徴金額は、当該株券等の発行者の時価総額の10万分の1の額(法172条の8)<sup>⑧⑨</sup>

なお、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載等の事案は、課徴金の加算・減算制度の対象となり、例えば、過去5年以内に法に基づき課徴金納付命令を受けた者が、大量保有報告書の不提出及び虚偽記載等に及んだ場合、納付を命

⑤ 「合意」については、口頭の合意も含まれます(金融庁企画市場局「株券等の大量保有報告に関するQ&A」問20)。

⑥ 2024年3月金融庁「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」

⑦ 「重要な事項」とは、当該事実について真実が明らかになれば、投資判断に影響が生じるものと解されています(三井寿範『課徴金制度と民事賠償責任—条解説証券取引法』(金融財政事情研究会、2005)52頁)。

⑧ 課徴金額が発行者の時価総額の10万分の1とされた趣旨については、そもそも課徴金の水準が違反行為により違反者が得たであろうと一般的・類型的に想定される経済的利得相当額が基準とされており、

①大量保有報告書等を提出した場合、当該報告書に係る株券等の取引に追随者が生じて市場価格が変動し、その後の取引コストが上昇することとなること、大量保有報告書等の提出に伴う市場価格への影響について、種々の事例を分析したところ、平均0.1%程度と見込まれたこと、

②また、大量保有報告書等の提出後に株券等保有割合が1%以上増減した場合に変更報告書の提出義務が生じるところ、大量保有報告書等を提出しないことで、一般的には、次の変更報告書提出義務が発生する時点までは、他の追随取引を発生させない中で取引を行うことが想定されることを踏まえ、0.1%と1%を乗じた10万分の1の時価総額に乗じた額が課徴金の額とされました(池田唯一ほか『逐条解説2008年金融商品取引法改正』(商事法務、2008)321頁)。

⑨ 不提出者及び虚偽記載者に対しては、5年以下の懲役、500万円以下の罰金(併科あり)の罰則規定も設けられています(法人に対しては5億円以下の罰金刑の両罰規定が設けられています。)(法197の2第5号及び第6号)。

令される課徴金の額が前記 i 又は ii により算出される額の1.5倍となります(法第185条の7第15項)<sup>⑩</sup>。

### 三 課徴金納付命令勧告に至った大量保有報告制度違反事案

前記のとおり、証券監視委は、2024年6月及び9月に、合計2件の大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載事案につき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令勧告を行いました。本稿では、当該2件について紹介します<sup>⑪</sup>。

#### 1 株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載<sup>⑫</sup>

##### (1) 事案の概要

株式会社三ツ星(以下「三ツ星」といいます)の株主である非上場会社A、個人B及びBとみなし共同保有者の関係にあった非上場会社Cは、三ツ星が発行する株券等の保有割合が5%を超

えたにもかかわらず、大量保有報告書を法定提出期限までに提出せず、また、株券等の保有割合1%以上の増加・減少、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更(保有目的の変更等)があったにもかかわらず、その都度変更報告書を、それぞれ法定提出期限までに提出しませんでした(図表1、図表3及び図表5参照)。

また、A、B及びCは、株券等の保有割合を過少又は過大に記載する等、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出しました(図表2、図表4及び図表6参照)。

##### (2) 勧告の内容

本事例は、大量保有報告書及び変更報告書の不提出について、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案です。

本件違法行為について法に基づき算定される課徴金額は、Aは32万円、Bは40万円、Cは26万円です。

【図表1】 Aにおける大量保有報告書等の不提出の内容

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	大量保有報告書	令和3年8月24日	令和3年8月31日	報告義務発生日において、株券を6万5700株保有することとなり、発行済株式総数(126万6655株)の5%を超える大量保有者となった。
2	変更報告書 No.1	令和3年8月27日	令和3年9月3日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の5.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万400株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
3	変更報告書 No.2	令和3年9月2日	令和3年9月9日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の6.35%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が10万800株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。

⑩ 課徴金の減算制度とは、一定の違反行為につき、違反者が調査前に証券監視委に対し報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額を、法律の規定に基づいて算出した額の半額とするものです(法第185条の7第14項)。

証券監視委「課徴金の減額に係る報告の手続について」

⑪ 証券監視委は、2016年6月にも、株式会社三栄建築設計株式に係る変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告を行っています。

⑫ 2024年6月28日「株式会社三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
4	変更報告書 No.3	令和3年 9月9日	令和3年 9月16日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の7.96%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が11万5500株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
5	変更報告書 No.4	令和3年 9月21日	令和3年 9月29日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の9.12%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が12万8700株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
6	変更報告書 No.5	令和3年 9月30日	令和3年 10月7日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の10.16%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が14万1600株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
7	変更報告書 No.6	令和4年 2月22日	令和4年 3月2日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有目的が変更された。
8	変更報告書 No.7	令和4年 3月7日	令和4年 3月14日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万300株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。

【図表2】 Aにおける変更報告書の虚偽記載の内容

番号	報告書	提出日	虚偽記載
1	「変更報告書No.2」と題する変更報告書	令和4年 3月15日	保有株券等の数が14万3300株であるところを8万300株と記載し、株券等保有割合が11.31%であるところを6.34%と記載

【図表3】 Bにおける大量保有報告書等の不提出の内容

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	大量保有報告書	令和3年 9月10日	令和3年 9月17日	報告義務発生日において、株券を6万5700株保有することとなり、発行済株式総数(126万6655株)の5%を超える大量保有者となった。
2	変更報告書 No.1	令和3年 9月22日	令和3年 9月30日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の5.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が7万9500株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
3	変更報告書 No.2	令和4年 2月25日	令和4年 3月4日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の6.28%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が9万2300株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
4	変更報告書 No.3	令和4年 3月18日	令和4年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が6万7300株まで減少し、単体株券等保有割合が1%以上減少した。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、株券を2万5000株保有することとなった者が新たに単体株券等保有割合1%以上の共同保有者となった。</li> </ul>

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
5	変更報告書 No.4	令和4年 5月27日	令和4年 6月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日より前の日において、共同保有者は、単体株券等保有割合1.97%の共同保有者であったところ、報告義務発生日において、当該共同保有者の保有株券等の数が4400株まで減少し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が1%以上減少した。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が7万1700株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。</li> </ul>
6	大量保有 報告書	令和4年 11月24日	令和4年 12月1日	報告義務発生日において、株券を6万5200株保有することとなり、発行済株式総数(126万6655株)の5%を超える大量保有者となった。

【図表4】 Bにおける変更報告書の虚偽記載の内容

番号	報告書	提出日	虚偽記載
1	「変更報告書No.1」 と題する変更報告書	令和4年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有株券等の数が6万7300株であるところを4万6500株と記載し、単体株券等保有割合が5.31%であることを3.67%と記載</li> <li>保有株券等の総数が9万2300株であるところを7万1500株と記載し、株券等保有割合が7.29%であることを5.64%と記載</li> </ul>
2	「変更報告書No.2」 と題する変更報告書	令和4年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同保有者の保有株券等の数が4400株であるところを2万5000株と記載し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が0.35%であるところを1.97%と記載</li> <li>保有株券等の総数が7万1700株であるところを9万2300株と記載し、株券等保有割合が5.66%であることを7.29%と記載</li> </ul>

【図表5】 Cにおける変更報告書の不提出の内容

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	変更報告書 No.3	令和4年 3月18日	令和4年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日において、2万5000株を保有することとなり、新たに単体株券等保有割合1%以上の保有者となった。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、共同保有者は、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、当該共同保有者の保有株券等の数が6万7300株まで減少し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が1%以上減少した。</li> </ul>

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
2	変更報告書 No.4	令和4年 5月27日	令和4年 6月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日より前の日において、単体株券等保有割合1.97%の保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が4400株まで減少し、単体株券等保有割合が1%以上減少した。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の7.29%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が7万1700株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。</li> </ul>

【図表6】 Cにおける変更報告書の虚偽記載の内容

番号	報告書	提出日	虚偽記載
1	「変更報告書No.1」 と題する変更報告書	令和4年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同保有者の保有株券等の数が6万7300株であるところを4万6500株と記載し、当該共同保有者の単体株券等保有割合が5.31%であるところを3.67%と記載</li> <li>保有株券等の総数が9万2300株であるところを7万1500株と記載し、株券等保有割合が7.29%であるところを5.64%と記載</li> </ul>
2	「変更報告書No.2」 と題する変更報告書	令和4年 6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有株券等の数が4400株であるところを2万5000株と記載し、単体株券等保有割合が0.35%であるところを1.97%と記載</li> <li>保有株券等の総数が7万1700株であるところを9万2300株と記載し、株券等保有割合が5.66%であるところを7.29%と記載</li> </ul>

## 2 株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等<sup>16</sup>

### (1) 事案の概要(図表7参照)

株式会社サカイホールディングス(以下「サカイHD」といいます)の株主である非上場会社D及び非上場会社Eは、DがサカイHDの取締役の選任に係る議案を提出し、Eが当該議案に賛成するとして、共同して株主としての議決権を行使する旨を合意し、共同保有関係にあったにもかかわらず、提出すべき大量保有報告書及び変更報告書を法定提出期限までに提出しませんでした(図表8及び図表10参照)。

また、Eは、重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出しました(図表9参照)。

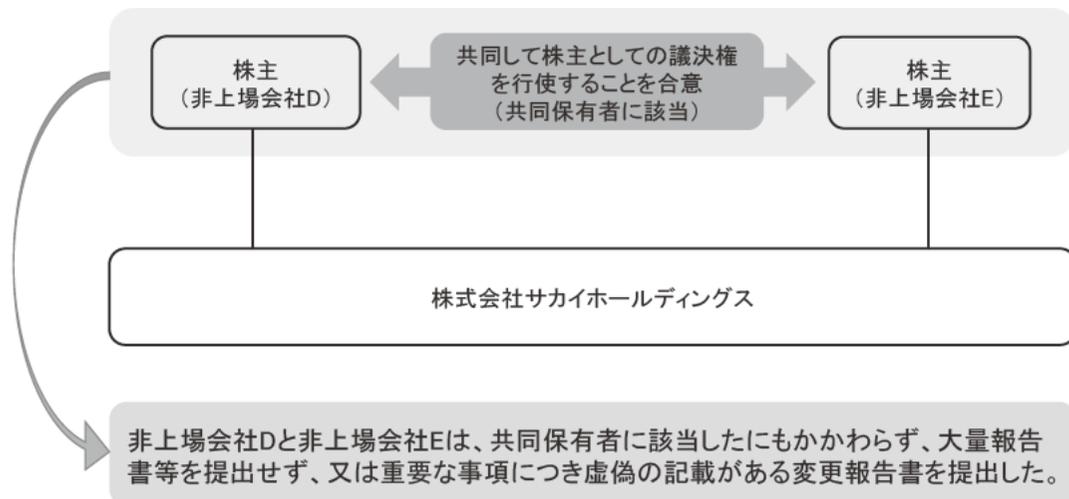
### (2) 勧告の内容

本事例は、大量保有報告制度違反について、法第27条の23第5項で定める、共同して議決権を行使することを合意している場合に該当するとして、D及びEがそれぞれの共同保有者であると認定した初めての事案です。

本件違法行為について法に基づき算定される課徴金額は、D及びEそれぞれその総額は、10万円ずつです。

<sup>16</sup> 2024年9月10日「株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告について」

【図表7】不正行為の概要(イメージ図)



【図表8】Dにおける大量保有報告書等の不提出の内容

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	大量保有報告書	令和4年10月19日	令和4年10月26日	報告義務発生日において、共同保有者とともに、株券を363万6000株保有することとなり、発行済株式総数(1095万6500株)の5%を超える大量保有者となった。
2	変更報告書 No.1	令和4年12月23日	令和5年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が23万6000株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。</li> </ul>

【図表9】Eにおける変更報告書の虚偽記載等の内容

番号	報告書	提出日	虚偽記載及び記載の欠缺
1	変更報告書No.1	令和4年12月22日	<p>報告義務発生日である令和4年10月19日より前の日において、発行済株式総数の31.03%の大量保有者であったところ、同月19日において株券を23万6000株保有する者が新たに単体株券等保有割合1%以上の共同保有者となった事項を記載しなかった。</p> <p>保有株券等の総数が363万6000株であるところを340万株と記載し、株券等保有割合が33.19%であることを31.03%と記載した。</p>

【図表10】 Eにおける変更報告書の不提出の内容

番号	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	変更報告書 No.2	令和4年 12月23日	令和5年 1月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。</li> <li>報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の33.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が340万株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。</li> </ul>

#### 四 証券監視委の中期活動方針について

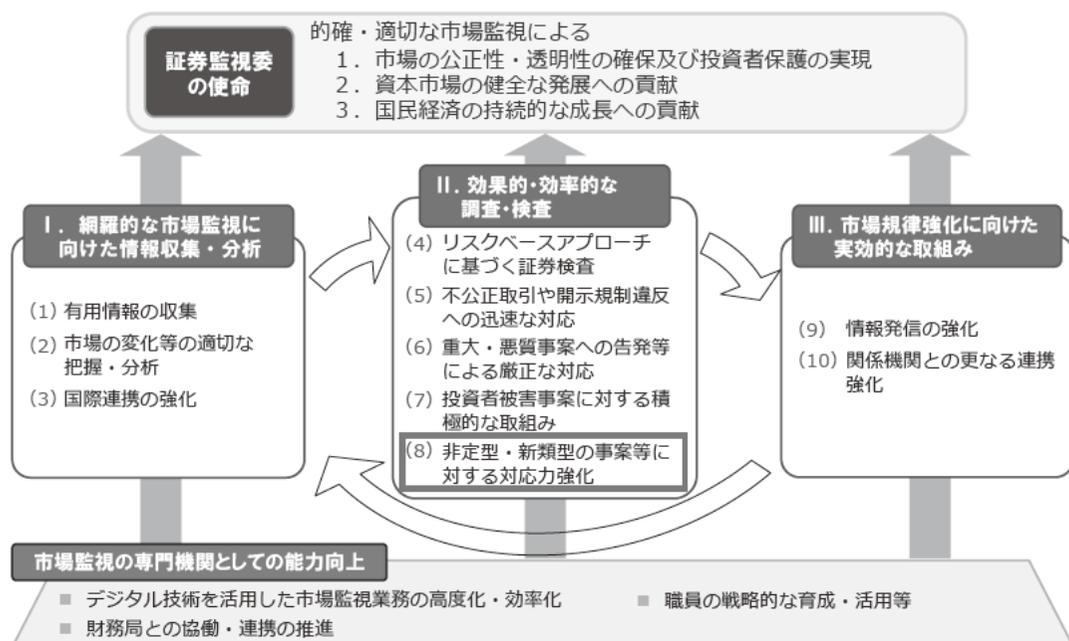
冒頭でも触れたとおり、証券監視委は、2023年1月に「証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期：2023年～2025年)～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～」を公表しています。

証券監視委としては、新たな金融商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展し、また、地

政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、時流に即した形で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査を迅速に実施するとともに、重大・悪質な事案については厳正に対処して、証券監視委の使命を果たすこととしています。

証券監視委は、自らの使命を果たすため、中期活動方針の具体的な施策として「Ⅰ.網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」、「Ⅱ.効果的・効率的な調査・検査」及び「Ⅲ.市場規

【図表11】 証券監視委 中期活動方針(第11期：2023年から2025年まで)



律強化に向けた実効的な取組み」を掲げており、これらの施策の好循環の実現に努めています(図表11参照)。

特に、「Ⅱ.効果的・効率的な調査・検査」に関しては、「非定型・新類型の事案等に対する対応力強化」として、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等(例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等)についても、積極的に対応するとしているところです。

## 五 おわりに

証券監視委では、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行うことにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止につなげる取組みを行っています。

こうした取組みの一環として、本稿の他、例年、開示規制違反事案の検査状況等を開示検査事例集にまとめて公表しており、2024年9月

には、本稿で紹介した大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載の事案を含む開示規制違反事案の検査状況等についてまとめた「令和5事務年度 開示検査事例集」を公表しています(事例集の詳細な内容については、本誌No.3675・38頁(2024年10月21日)を参照下さい)。

また、外国人や外国法人等(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者)が大量保有者となった場合も、当然に大量保有報告書等の提出が求められることから、証券監視委のホームページに、大量保有報告制度に関する英文のコラムや本稿で紹介した大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載事案の概要の英訳を掲載していますので、併せてご利用下さい<sup>14</sup>。

証券監視委は、大量保有者による適正な情報開示が行われるよう、引き続き、大量保有報告書等の不提出及び虚偽記載等の事案につき、適正に対処していくとともに、積極的な情報発信を行うことにより大量保有報告制度違反の未然防止につなげていきます。

<sup>14</sup> Securities and Exchange Surveillance Commission 「Overview of the recommendation case for violation of the large-volume holding reporting system and the columns on the large-volume holding reporting system」